

意見書

平成 12 年 10 月 23 日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 業務課 殿

郵便番号 105-8477
住所 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号
氏名 ディーディーアイポケット株式会社
代表取締役社長 岡田 健

平成 12 年 10 月 10 日付で募集された電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

< 別紙 >

接続ルールの見直しに関する意見

ディーディーアイポケット株式会社

< 意見募集要項「(1)移動体通信事業の扱いなど不可欠設備の範囲等」について >

不可欠設備の範囲は、従来どおり固定端末系伝送路設備を対象とすることで問題ないと考えております。

移動体通信事業者の加入者回線については、固定端末系の加入者回線における NTT 地域会社の独占状態とは異なり競争状態にあることから、不可欠設備の範囲に含めることは不適當であると考えております。

なお、NTT ドコモのような市場支配力の強固な事業者に対しては、設備に着目した接続ルールとは別の観点で、いわゆるドミナント規制を実施する必要があると考えます。

< 意見募集事項「(3) その他接続制度全体についての検討事項」について >

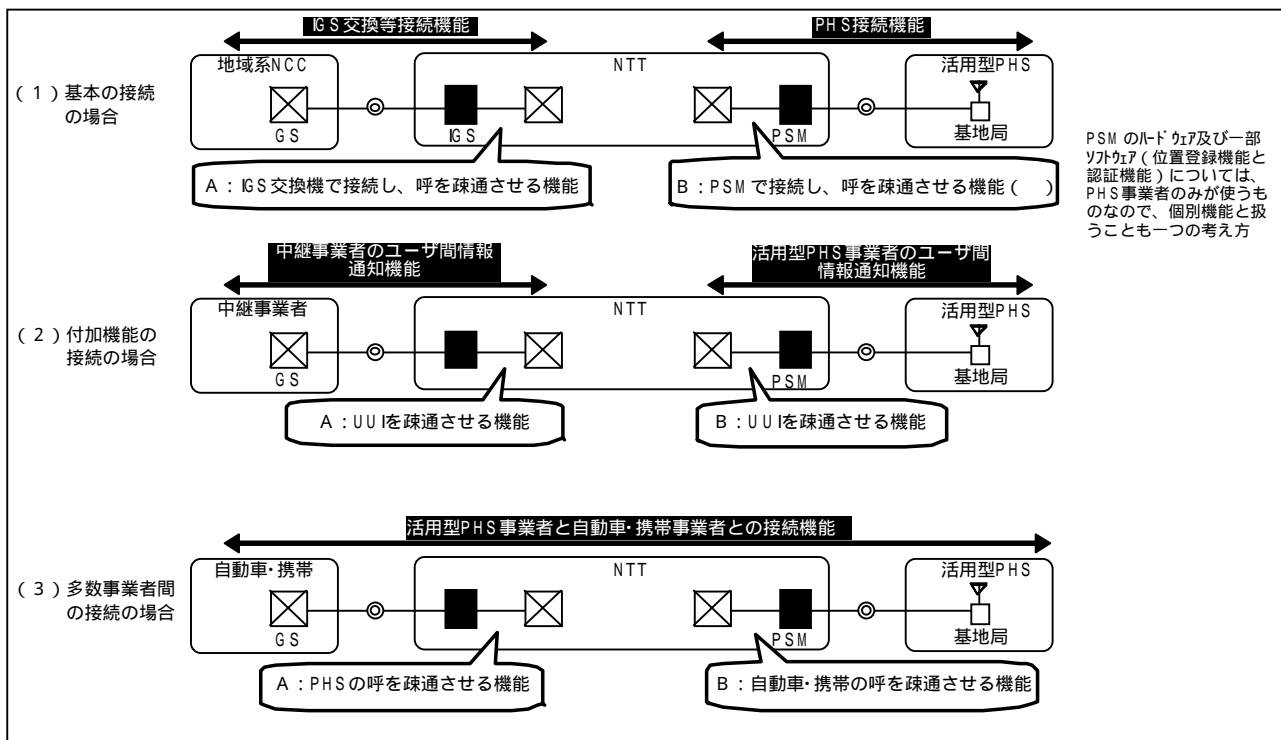
1. 「基本的な接続機能」について

「基本的な接続機能」の範囲を明確化する必要があると考えます。

現行の接続ルールによれば、網改造費の負担については接続に必要な“機能”により“基本的な接続機能”であるか否か判断されることとなっておりますが、現実には改造の行われた“設備”に応じて基本機能が否かが決定されており、基本的な接続機能であると思われるものについても“設備”によっては網改造費を負担しています。

PHS 事業者は重い網改造料の負担を強いられておりますが、その一因はこれらの費用について“基本的な接続機能”の定義が明確にされていないことによるものであると考えておりますので、「基本的な接続機能」の明確化が必要と考えます。

< PHS 接続装置 (PSM) に係る改造は機能によらず個別機能となっている >



2. 網改造料（接続関連費用）の負担の在り方について

網改造料の算定方法についても、フォワードルッキングなコストに基づく算定方法に見直す等、大幅な見直しをする必要があると考えます。

網改造料については、NTT 東西の投資額（ヒストリカルコスト）をもとに各係数を掛け合わせ算出するため、低廉化のインセンティブが働きにくい構造となっております。

また、この算出方法についても以下の様な問題点があげられることから、網改造料の算定方法についても網使用料と同様に、フォワードルッキングなコストに基づく算定とする等、大幅な見直しが必要と考えます。

網改造料の算定方法の問題点

・係数（設備管理運営比率等）による算定

設備管理運営費の比率は「生じた費用(A) ÷ 固定資産額(B)」で求めるが、技術革新による装置の価格(B)の方が人件費等の運用費(A)よりも先行し、かつ急激に低下するために、ヒストリカルコストを用いると比率は低下していかない。

更に、過去に購入した装置は NTT 独占時代に設計・開発された極めて高額な装置であり、固定資産額（昔の装置は高額）× 設備管理運営比率（上記理由により高くなる）で算出される設備管理運営費を負担する構造は好ましくない。

・報酬率の考え方

報酬率のうちの自己資本利益率（NTT が得る利益）については一般的に、投資リスクに応じて設定されるべきであり、投資リスクが低いものはより低く設定されるものであるべきと考える。

しかしながら、NTT 東西の接続料金の算定においては、トラヒックに依存し投資リスクが高いはずの網使用料の報酬率を、設備に応じ回収するため投資リスクが低いはずの網改造料にも適用している。

・減価償却費を算定する際の償却期間

法定耐用年数により減価償却費を算定するため、新規サービスにおいては初期負担が重く立上げの障害となる場合があるが、現実には設備は法定耐用年数が経過した後も利用する場合が多い。

以上